誓約書

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長殿

私は、令和６年度スポーツ振興基金助成金（アスリート助成）（以下、「助成金」という。）を受給するに当たり、以下の事項について誓約します。

１．アスリート活動計画書の記載内容に沿って助成対象期間を通じて選手生活を継続し、引退等により、助成対象期間を通じた選手生活の継続が見込まれなくなった場合など、助成対象者の要件を満たさなくなったときは、速やかに貴センターに助成金受給資格喪失届を提出すること。

２．スポーツ振興基金助成金交付要綱、同実施要領及び令和６年度スポーツ振興基金助成金（アスリート助成）受給手続きの手引の内容を理解し、これに従うこと。

３．優秀な選手を称えるとともに、競技活動に専念した選手生活の継続を奨励し、競技水準の向上を図るという助成金の目的を理解し、その目的に沿った使用をすること。このため、受給した助成金を、寄附金等として所属競技団体に支出しないこと。

４．スポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成３１年３月文部科学大臣決定）の内容を理解し、世界アンチ・ドーピング規程、及びそれに付随する各国際基準並びに日本アンチ・ドーピング規程に従うこと。また、アスリートとしての役割及び責務について規定した、世界アンチ・ドーピング規程第21.1項及び日本アンチ・ドーピング規程第24条の内容を理解し、これに従うこと。

５．助成金の交付の決定が取り消された場合には、受領した助成金の全部又は一部を返還しなければならないことを認識し、理解していること。

６．受領した助成金の全部又は一部を返還する債務を負う場合には、当該返還債務及びこれに附帯する一切の債務（加算金及び延滞金の支払債務を含む。）につき、関係規程及び貴センター理事長の処分に従うこと。

７．確定申告等の税務上の手続き等を必要に応じて適正に行うこと。

８．上記記載内容のほか、助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他関係規程に基づく理事長の処分に従うこと。

以上

　令和　　年　　月　　日

住所（居所）

氏名（記名及び押印、又は署名）